

電気供給業の手引き

岐阜県

令和6年12月版

目次

1. 概要	3
(1) 法人事業税における電気供給業とは	3
(2) 法人事業税における電気供給業の種類	3
(3) 課税方式	4
2. 収入割の課税標準額	5
(1) 収入割の課税標準となる収入金額とは	5
(2) 収入すべき金額の総額	5
★収入すべき金額に含めないもの	5
(3) 控除すべき金額	6
★法律で定められているもの（法 72 の 24 の 2①）	6
★政令に定められているもの（令 22）	6
★総務大臣が指定したもの	7
★法附則第 9 条各項で定めるもの	7
3. 複数の事業を併せて行う法人の区分計算	8
(1) 計算方法	8
(2) 区分計算の例外	10
★「軽微なもの」とは	10
★「附帯事業」とは	10
(3) 3号事業にかかる繰越欠損金の取扱い（令和 2 年度税制改正の経過措置）	10
4. 分割基準の種類と適用方法	11
5. F A Q	12
(1) 区分計算について	12
(2) 予定申告（中間申告）について	12
(3) 分割基準について	13
6. 添付書類	14

凡例

本書では各法令等について、次のとおり略称を使用しています。
例として、法 72 の 2①一は地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号を指します。

法	地方税法
令	地方税法施行令
規則	地方税法施行規則
通(県)	地方税法の施行に関する取扱いについて (道府県民税関係)

1. 概 要

(1) 法人事業税における電気供給業とは

法人事業税における電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業を言います。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に規定する電気事業であるか否かを問いません。

(2) 法人事業税における電気供給業の種類

法人事業税における電気供給業は、次のように分類されます。

種別	概要	法人事業税における区分
①発電事業 [届出制]	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業	<u>発電事業等</u>
②発電事業に準ずるもの	①の規模要件を満たさないもの 他の者に供給するための電気を発電するもの(①除く)	
③一般送配電事業 [許可制]	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業	本書では便宜的に <u>送配電事業</u> と表記します
④送電事業 [許可制]	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業	
⑤送電事業に準ずるもの	④の規模要件を満たさないもの	
⑥特定送配電事業 [届出制]	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業	<u>小売電気事業等</u>
⑦小売電気事業 [登録制]	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業	
⑧小売電気事業に準ずるもの	他の者に電気を供給するもの(①～③、⑥、⑦除く)	

◇ 発電事業に準ずるものとは、例えば次のようなものを言います。

(例) 需要に応じて供給する電気を発電する事業であって、設備の出力が1,000KW未満であるため発電事業の届出が不要であるもの

(例) 電気事業法に規定する小売電気事業、一般送配電事業または特定送配電事業の用に供する電気ではなく、特定の電気供給先にて消費される電気を発電し供給するもの

◇ 再生可能エネルギー（太陽光発電など）固定価格買取制度（FIT）により電気を供給する事業は、上表の「発電事業等」に該当します。

(3) 課税方式

事業ごとの課税方式は次の表のとおりです。

事業の種類		課税方式		税率
1号事業 (法72条の2 第1項第1号 に掲げる事業)	下記以外の事業 (製造業、小売業など)	外形法人以外	所得割	※下表のとおり
		外形法人	所得割	1.0%
			付加価値割	1.2%
			資本割	0.5%
2号事業 (法72条の2 第1項第2号 に掲げる事業)	導管ガス供給業	収入割		1.0%
	生命保険業・損害保険業			
	電気供給業 (送配電事業)			
3号事業 (法72条の2 第1項第3号 に掲げる事業)	電気供給業 (発電事業等) (小売電気事業等)	外形法人以外	収入割	0.75%
			所得割	1.85%
		外形法人	収入割	0.75%
			付加価値割	0.37%
			資本割	0.15%

(令和4年4月1日以後開始する事業年度に適用)

(※) 外形法人以外の法人の1号事業にかかる税率

区 分		年400万以下	年400万超 年800万以下	年800万超
軽減税率 適用法人	特別法人以外	3.5%	5.3%	7.0%
	特別法人	3.5%	4.9%	
軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人以外の法人	7.0%		
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の特別法人	4.9%		

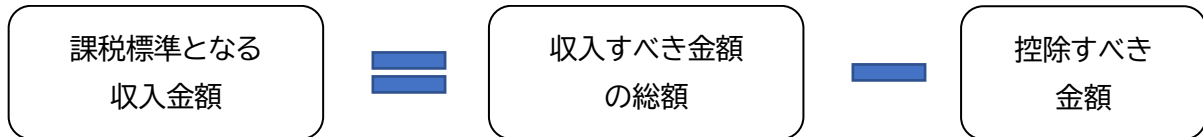
(令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用)

- ◇ 1号事業から3号事業のうち複数の事業を兼業している場合は、事業ごとに区分経理し、それぞれの事業に応じた課税方式で税額を算定する必要があります。詳しくは8pからの「3. 複数の事業を併せて行う法人の区分計算」をご覧ください。

2. 収入割の課税標準額

(1) 収入割の課税標準となる収入金額とは

電気供給業について「収入すべき金額の総額」から「控除すべき金額」を引いた額です。



(2) 収入すべき金額の総額

- ✧ 収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)4の9の1)
- ✧ 電気供給業の課税標準とすべき収入金額は、原則として、電気事業会計規則による収入です。(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入です。)また、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、原則として、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。(通(県)4の9の2)

(例) 各種電灯料収入、各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量に係るものを含みます。)

遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金
FIT 交付金、再エネ賦課金[※]

※再エネ賦課金は一旦「収入すべき金額」に計上し、「控除すべき金額」として控除してください。

※日本卸電力取引所に電力を売却した際に売却収入から差し引かれる売買手数料は「収入すべき金額」に含ましますので、除かないでください。

★収入すべき金額に含めないもの

① 貸倒れ・値引き (通(県)4の9の1)

貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。

② 建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額(自家消費) (通(県)4の9の3)

自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費にあたるため、収入金額に含めません。

③ 消費税

料金と合わせて収入する消費税に相当する金額は収入金額に含めません。ただし、消費税免税事業者である場合は収入金額に含めます。また、仮受消費税のうち国に納付することなく自社の収入となった金額(益税)は収入金額に含めます。

④ **国税・地方税の還付金（還付加算金除く）**

還付加算金は受取利息に準じて取り扱いますので、一旦「収入すべき金額」に計上し、「控除すべき金額」として控除してください。

⑤ **実収入を伴わない益金**

資産評価益、引当金戻入益、土地受贈益など、実収入を伴わない益金は含みません。

(3) **控除すべき金額**

控除すべき金額は次のとおりです。

★法律で定められているもの（法 72 の 24 の 2①）

① **国または地方団体から受けるべき補助金**

国または地方公共団体から直接的、間接的に交付される各種補助金。（これらの団体以外から交付されるものは控除できません。）

② **固定資産の売却による収入金額**

★政令に定められているもの（令 22）

① **保険金**

② **有価証券の売却による収入**

③ **不用品の売却による収入**

④ **受取利息・受取配当金**

⑤ **電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者やその施設によって便益を受ける者から収納する金額（工事負担金など）**

⑥ **災害復旧交付金**

送電設備、発電設備等が被災した際の復旧費用として電力広域的運営推進機関（OCCTO）から交付される交付金（電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号に掲げる交付金）を指します。

⑦ **他の電気供給業を行う法人から電気を購入して供給を行った場合の、購入した電気料金に相当する収入金額**

収入割を課される法人から購入した場合に限ります。

次のものは控除できません。

× 地方公共団体、個人の供給業者、自家発電を行う者など、収入割が課されない者から購入した場合の電気料金（通(県)4の9の6）

× 購入した電気を自己消費した場合の自己消費部分に係る電気料金

× 日本卸電力取引所から電力を購入した際に発生する売買手数料

⑧ **非化石証書を購入して電気を供給した場合における、証書購入代金に相当する収入金額**

収入割を課される法人から購入した場合に限ります。

⑨ **再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）**

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金を指します。

★総務大臣が指定したもの

- ① 損害賠償金、投資信託に係る収益分配額、株式手数料、社宅貸付料 (S30.8.1 自治庁告示 29 号)
- ② 需要者の受電設備の取替に伴って収納する金額 (S34.11.7 自治庁告示 46 号)
 - ・旧受電設備の減価償却額
 - ・需要者が旧受電設備を引き渡し難い場合に、旧受電設備に代えて収納する旧受電設備の価額
 - ・需要者の希望により技術的に改造が可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り換える場合において、需要者から収納する新付帯設備の取替に要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額

★法附則第 9 条各項で定めるもの

第 6 号様式別表 6 の④欄～⑫欄に計上してください。

- ① 第 8 項 (H24.4.1～R8.3.31 開始事業年度)
 - ・託送供給を受けて電気供給を行う場合の、託送料金に相当する収入金額
 - ・発電側課金制度により発電事業等を行う法人 (または特定送配電事業者) が一般送配電事業者に託送料金を支払う場合の、託送料金に相当する収入金額
- ② 第 19 項 (H30.4.1～R9.3.31 開始事業年度)

日本卸電力取引所 (JPEX) における自己約定取引に係る収入金額
- ③ 第 24 項 (R6.4.1～R9.3.31 開始事業年度)

広域的運営推進機関 (OCCTO) に対して支払う「容量拠出金」及び「電源入札拠出金」に相当する収入金額

3. 複数の事業を併せて行う法人の区分計算

- ◇ 1号事業から3号事業のうち複数の事業を兼業している場合は、事業ごとに区分経理し、それぞれの事業に応じた課税方式で税額を算定する必要があります。
- ◇ 岐阜県 HP にて、自動計算式入りの区分計算書（別記第4号様式）を提供しています。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/175669.html> または「記事 ID 検索」で「175669」と入力)
なお、本計算書は参考であり、計算過程が明らかにされていれば任意の様式でも差支えありません。

(1) 計算方法

任意の様式で計算する場合も、概ね下記に準じてお取り扱いください。

① あん分率

- ・ 売上金額など最も妥当な基準により算出してください。このあん分率は、「D 区分困難」に計上した額を各事業に配分する際の配賦基準として使用します。
- ・ 岐阜県 HP にて公開している区分計算書では、「イ その他の事業の売上高」を「ア 総売上高」で除した値が自動計算されます。
- ・ 売上高以外の基準によりあん分率を算出しても差支えありませんが、その場合は算出過程を明らかにしてください。

② 営業損益

- ・ 損益計算書に記載された額を、事業部門ごとに区分して記載してください。部門を通じて共通のものは「D 区分困難」列に記載してください。（以下、②から⑦において同様です。）
- ・ 法人税申告書別表4で申告調整した額のうち、売上高、売上原価にかかるものがある場合はここに記載してください。（売上高、売上原価以外の調整額は、後述の⑤で記載します。）
なお申告調整額は、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- ・ 本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬等）は、通常、共通の経費として扱います。

③ 営業外損益、特別損益

損益計算書と一致するように記載してください。

④ 税引前当期利益、法人税充当額、当期利益

通常、損益計算書と一致します。

⑤ 法人税申告書別表4の調整額

別表4で申告調整した額のうち、②で計上した売上高、売上原価以外の調整額を記載してください。

⑥ 事業税の税務計算

確定申告書の「所得金額の計算の内訳」欄または「所得金額に関する計算書（別表5）」に記載した調整額を記載してください。

⑦ 各種繰越欠損金控除額

繰越控除できる欠損金額は、それぞれの事業にかかるものに限り、前事業年度までに区分計算された欠損金額を元に記載してください。後述の(3)も参考にしてください。

別記第4号様式

あん分率 (例) ①
 ウ イ/ア =

電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の区分計算書				事業年度	から	まで	法人の名称																
損益計算書の勘定科目				区分可能		区分困難	合計																
				電気供給業部門	その他の事業部門		Dのうち電気供給業部門に係るもの	Dのうちその他の事業部門に係るもの	電気供給業部門	その他の事業部門													
総額				B	C	D	D-F	E	D×ウ	F	B+E	G	C+F	H									
経営損益の部	営業高	売上	別表4の加算	0			}	}	}	}	}	}	}	}									
			別表4の減算	0																			
			計 ①	0	0	0									0								
	営業損	売上原価	別表4の加算	0											}	}	}	}	}	}	}	}	}
			別表4の減算	0																			
			計 ②	0	0	0																	
	売上総利益 ①-②			③	0	0									0								
	販売費及び一般管理費 ④			④	0																		
	営業利益 ③-④			⑤	0	0									0								
	営業外	収益	営業外		0											}	}	}	}	}	}	}	}
			計 ⑥	0	0	0									0								
	営業外	費用	営業外		0											}	}	}	}	}	}	}	}
			計 ⑦	0	0	0									0								
	経常利益 ⑤+⑥-⑦			⑧	0	0									0								
	特別損益の部	特別	利益		0											}	}	}	}	}	}	}	}
計 ⑨			0	0	0	0	0	0	0														
特別損益の部	損失	特別		0			}	}	}	}	}	}	}	}									
		計 ⑩	0	0	0	0									0	0	0						
税引前当期利益 ⑧+⑨-⑩			⑪	0	0	0																	
法人税充当額			⑫	0																			
当期利益 ⑪-⑫			⑬	0	0	0																	
法人税法施行規則別表4の税務計算(申告調整)	加算	⑭	0				}	}	}	}	}	}	}	}									
	減算	⑮	0																				
所得金額 ⑬+⑭-⑮			⑯	0	0	0																	
(法人税別表4の34の金額)				⑯																			
事業税の税務計算(法第72条の23第2項等)	加算	⑰	0				}	}	}	}	}	}	}	}									
	減算	⑱	0																				
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額			⑲	0																			
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額			⑳	0																			
所得金額差引計 ⑯+⑰-⑱-⑲-⑳			㉑	0	0	0																	

このページの他、岐阜県 HP にて「記載例」も公開していますので参考にご覧ください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/175669.html> または「記事 ID 検索」で「175669」と入力

(2) 区分計算の例外

◇ 従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の「軽微なもの」で、主たる事業の附帯事業として行われている場合には、主たる事業の課税方式によって算定しても差支えありません。

★「軽微なもの」とは

一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。

★「附帯事業」とは

主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に、主たる事業の目的を遂行するためや顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。

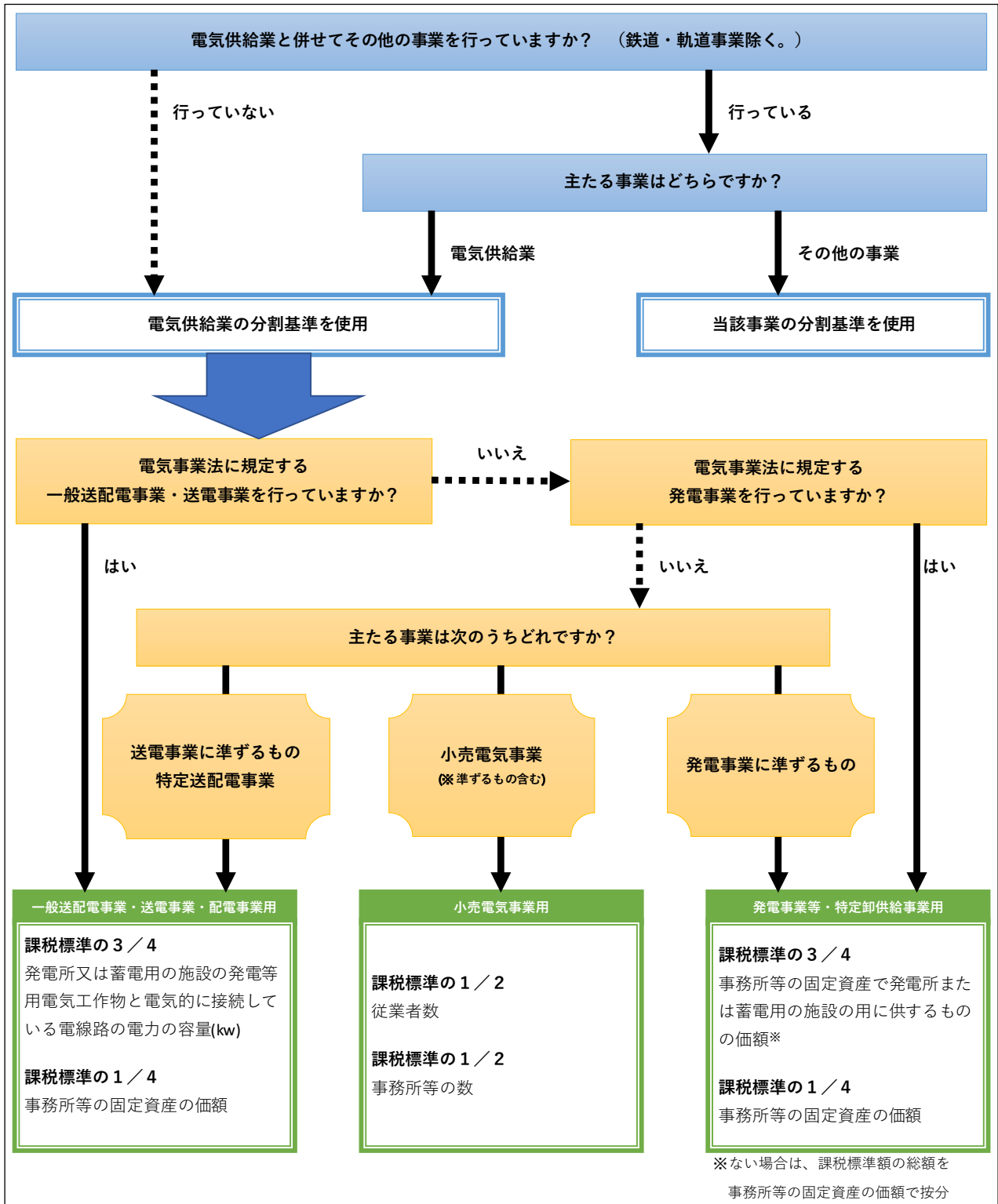
◇ 需用者等の注文により電気供給業に関連する施設の工事を行う場合は1号事業となります。ただし、事業規模や所得が主たる事業に比して小さく、区分計算をすることがかえって煩瑣であるときは、「当該工事により収納した金額」から「当該工事のため下請業者等に支出した金額」を控除した金額を、主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差支えありません。

(3) 3号事業にかかる繰越欠損金の取扱い（令和2年度税制改正の経過措置）

- ◇ 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下、最初事業年度と言います。）の開始の日の前日を含む事業年度において「小売電気事業等」または「発電事業等」を行っていた法人が、これらの事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する事業年度において、これらの事業に係る所得を、法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項）
- ◇ これにより、令和2年度税制改正以前の事業年度に「小売電気事業等」または「発電事業等」から生じた欠損金を、3号事業に係る欠損金として繰越控除することができます。
- ◇ この経過措置により繰越控除をしようとする場合は、欠損金の生じた事業年度から当期までの各事業年度について区分計算書を作成し、申告書に添付してください。
- ◇ なお、過去のいずれかの事業年度に小売電気事業等又は発電事業等を行っていたとしても、「最初事業年度の開始の日の前日を含む事業年度」にこれらの事業を行っていなかった場合は、本経過措置は適用されませんのでご注意ください。

4. 分割基準の種類と適用方法

二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合は、以下の図を参考にして適切な分割基準を使用してください。



(令和5年4月1日以降開始する事業年度に適用)

5. F A Q

(1) 区分計算について

区分計算の継続

Q1	前事業年度まで区分計算により申告していた法人です。当期の売上を比較したところ、従たる事業の売上が主たる事業の1割に満たない額となりました。当期については区分計算せずに申告してもよいですか？
A1	その場合も、区分計算による申告を継続してください。 ただし、事業の縮小や組織再編成等により事業の状況に大きな変化があった場合など、特別な理由がある場合にはこの限りではありません。

異動届

Q2	電気供給業を開始（または廃止）したとき、異動届は必要ですか？
A2	「法人の設立（変更）の申告書」により、事業内容の変更として届け出てください。

準備期間

Q3	電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ電気の供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？
A3	現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しないため、1号事業（所得課税方式）となります。

(2) 予定申告（中間申告）について

予定申告（中間申告）の要否について

Q4	製造業と電気供給業を併せて行う法人です。前事業年度の法人税額が0円だったため法人税では中間申告義務がないのですが、法人事業税はどうなりますか？
A4	電気供給業（2号事業または3号事業）を行う法人の場合、法人税の状況によらず、事業年度が6月*を超えれば予定申告（中間申告）が必要です。（法72の26⑧但書） *通算子法人の場合は、親法人の事業年度が6月を超えるか否かで判断します。 ただし次のような法人は義務がありません。 清算中の法人、収益事業以外は非課税である法人、人格のない社団等、特別法人（医療法人など） なお、法人県民税の中間申告義務については法人税に準じます。

(3) 分割基準について

無人の発電設備

Q5	主たる事業が電気供給業の法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきですか？
A5	申告不要です。法人事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県に対して納税義務がありますが、無人の発電設備は「事務所又は事業所」に該当しません。従って、無人の発電設備のみが所在する県には申告義務がありません。

賃借している事務所

Q6	主たる事業が発電事業である法人です。発電所がA県に、本社部門である事務所がB県に所在しています。B県の事務所が賃借しているものである場合、B県にはどのように申告すればよいですか？
A6	電気供給業の分割基準における「事務所等の固定資産の価額」とは、「事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている有形固定資産の価額」を指します。賃借物件などで貸借対照表に記載されないものは分割基準に含めません。よって分割基準は0となり、課税標準額も0円となります。 なお、法人県民税については、課税標準額の総額に従業者数で分割することになります。

建設仮勘定

Q7	貸借対照表上「建設仮勘定」として経理されている固定資産は「事務所等の固定資産の価額」に含みますか？
A7	その固定資産が事業年度終了の日において事業の用に供されている場合は、含めてください。

6. 添付書類

確定申告書、中間申告書、修正申告書に、次の書類を添付してください。

書 類	2号事業のみ	3号事業のみ	複数事業を行う法人			
			2号事業 1号事業と	3号事業 1号事業と	3号事業 2号事業と	区分計算を行わない こととした法人
損益計算書、貸借対照表（写しで可）	○	○	○	○	○	○
法人税申告書別表4（写しで可）	○	○	○	○	○	○
所得金額に関する計算書 （第6号様式別表5）		○	○	○※1	○	
収入金額に関する計算書 （第6号様式別表6）	○	○	○	○	○	※2
区分計算書			○	○	○	※3
販売費及び一般管理費に係る明細書			○	○	○	
雑益、雑損に係る内訳書			○	○	○	
欠損金額等及び災害損失金の控除明細書 （第6号様式別表9）			○	○※1	○	

※1 1号事業と3号事業それぞれ作成が必要です。

※2 収入金課税方式によることとした場合は添付してください。

※3 電気供給業部門とその他の事業部門の売上金額の比率が分かるものをご提出ください。

※4 上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。